

## 仕様書

日本貿易振興機構  
総務部人事課

- 1 就業場所 高知貿易情報センター  
高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア6階
- 2 部署業務内容 県内企業の国際ビジネス支援  
①海外ビジネスを目指す企業に対する貿易投資相談業務  
②海外市場、貿易手続きなどを紹介するセミナーの開催  
③海外企業を招へいし、商談機会を創出する事業  
④各分野の専門家による輸出戦略の策定から契約締結までの一貫サポート事業、など
- 3 業務内容 ①ジェトロ高知の実施する各種事業(セミナー、商談会、貿易相談会、バイヤー招へい、コンソーシアム事業等)の運営補助業務  
・案内書作成、募集ページ(システム上)作成、広報、参加者名簿作成、関係者・参加企業等との連絡調整、受付、アンケート集計等  
②事業等の実績とりまとめ作業補助  
③庶務業務  
・連絡文書・郵便物の收受、所内供覧、ファイリング、書類および資材の荷造発送作業、電話対応等  
④その他、所長・所員が指示する業務
- 募集人数: 1 名  
出張の有無: なし  
残業: 法定内 30 時間程度見込まれる(契約期間内合計)  
法定外 0 時間程度見込まれる(契約期間内合計)
- 4 派遣契約期間 2017年1月4日 ~ 2017年3月31日  
※本契約終了後の契約更新なし
- 5 勤務時間 9:00 ~ 17:00  
(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日  
(勤務曜日) 月火水木金
- 6 派遣元の要件  
①競争参加資格を満たし、かつ「7 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること  
②派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい  
③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること  
④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること  
⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること  
⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など)  
⑦すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

## 7 派遣職員の必須要件

- ①社会人としての基礎を身につけていること
  - ・職員(嘱託員・派遣職員含む)と協調して業務を遂行できること
  - ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること
  - ・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること
  - ・理由の無い欠勤、遅刻がないこと
  - ・周りに不快感を与えない身だしなみであること
  - ・データ取り扱い業務ができること。特に、顧客データの取り扱いに習熟していること
  - ・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと
- ②PC操作(MS Office、WEBメール、インターネット等)、特にワード、エクセルに習熟していること。MS Officeエキスパートレベル
- ③企業等の方々と電話で適切な言葉使いでスムーズにコミュニケーションが取れること
- ④対人関係(コミュニケーション、業務の受発注)において柔軟な対応が可能なこと
- ⑤お客様に対して、的確かつ丁寧な対応ができること

OAスキル:	WORD	新規文書の作成、編集、宛名ラベル差込印刷、画像貼付
	EXCEL	データ入力・編集、表・グラフ作成、宛名ラベル差込印刷、四則演算、オートフィルタ、関数
	PowerPoint	プレゼンテーション資料の作成、フロー図の作成
	Access	-
	その他	-
英語スキル:	レベル	-
	使用内容	-
	使用頻度	-

## 8 その他の要望

- ①貿易、諸外国の地理(国・都市名)、海外旅行に関心があれば尚可
- ②英検3級程度の知識があれば尚可(仕事で使うことはほぼなし)

## 9 職場の環境

- ①所長1名、所員1名、非常勤嘱託員2名、派遣職員1名
- ②所長・所員が業務に関する説明、指示を行う

## 10 その他

### ①代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

### ②派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以 上